

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成１８年大崎市条例第２７４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号及び第２号中「８人」を「７人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から適用する。